

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
運営事業者の代表者及び管理者・施設長 各位

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 播磨高志（公印省略）

令和5年度有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の経営状況等報告について（依頼）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、本県では、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第29条第11項、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について（平成30年3月30日老高発0330第3号厚労省老健局高齢者支援課長通知）」及び埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針14(1)に基づき、有料老人ホームの経営状況等の報告を毎年依頼しています。

今年度につきましても、下記のとおり実施しますので報告をお願いします。

なお、報告内容のうち②調査票1及び④重要事項説明書は、県ホームページで公開しますので、御留意ください。

記

1 報告内容（令和5年7月1日時点で作成）

- ① 連絡票（紙媒体による提出の場合のみ）
- ② 調査票1（公開）
- ③ 調査票2（非公開）
- ④ 重要事項説明書（介護サービス等の一覧表を含む。）

2 報告期限 令和5年9月1日（金）必着

3 報告方法

原則として電子申請システムによる報告をお願いします。

ただし、やむを得ない事情により電子申請システムを利用できない場合は、紙媒体による報告も可能とします。詳細については、埼玉県ホームページを御確認ください。

○埼玉県ホームページ：

検索サイトで「さいたま介護ねっと」で検索⇒ [7月21日付け新着情報](#)

<又は「埼玉県 有料老人ホームの指針・届出等」で検索（以下URL参照）>

（URL）<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-seibi/1-yuryo-shiryō.html>

4 介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への情報公表について（有料老人ホームのみ）

今般、全国の有料老人ホームの検索が容易となるよう、新たに介護サービス情報公表システムの生活関連情報に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能が追加されました。つきましては、経営状況等報告で御提出いただく重要事項説明書を情報公表システムの登録様式に変更しております。詳細については、埼玉県ホームページを御確認ください。

○埼玉県ホームページ：有料老人ホームの指針・届出等

→3. 介護サービス情報公表システム（生活関連情報）への情報公表について

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-seibi/1-yuryo-shiryō.html>

<留意事項>

- ①本登録様式は、標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」の項目が網羅されているため、そのまま重要事項説明書としても御利用いただけます。しかし、登録様式内への項目追加、削除などの編集は不可となっています（シートの追加・削除も不可）。このため、重要事項説明書として登録様式に加え、独自に把握したい項目がある場合には、登録様式とは別の様式を御用意していただくようお願いいたします。
- ②既に入力されている項目は編集・削除しないよう御注意ください。また、登録様式内の「被災確認事業所番号」の欄は空欄のまま御提出ください。

5 その他

下記の住宅に該当する場合は、事前に担当まで御連絡ください。

- ・有料老人ホームに該当しない住宅（食事提供なし、住所地特例適用外）
- ・開設前の住宅

担当：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当
野村・富田
電話：048-830-3254（直通）